

「(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例」の検討にあたり、
参考となる他自治体の条例事例(⑫行財政運営)

目次

1. 自治全般に関する条例の事例	
(1) ニセコ町まちづくり基本条例	1
(2) 杉並区自治基本条例	3
(3) 多摩市自治基本条例	4
(4) 大和市自治基本条例	4
(5) 「文の京」自治基本条例	5
(6) 足立区自治基本条例	5
(7) 川崎市自治基本条例	6
(8) 中野区自治基本条例	7
(9) 三鷹市自治基本条例	7
(10) 豊島区自治の推進に関する基本条例	10
2. 参加及び協働に関する条例の事例	11

.....

1. 自治全般に関する条例の事例

(1) ニセコ町まちづくり基本条例

(政策法務の推進)

第 28 条 町は、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法権と法令解釈に関する自治権を活用した積極的な法務活動を行わなければならない。

(危機管理体制の確立)

第 29 条 町は、町民の身体、生命及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 町は、町民、事業者、関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければならない。

(組織)

第 30 条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。

(審議会等への参加)

第 31 条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

(意見・要望・苦情等への応答義務等)

第 32 条 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答

しなければならない。

2 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。

3 町は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。

(意見・要望・苦情等への対応のための機関)

第33条 町は、町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができる。

(行政手続の法制化)

第34条 条例又は規則に基づき町の機関がする処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。

(法令の遵守)

第35条 町は、まちづくりの公正性及び透明性を確保するため法令を誠実に遵守し、違法行為に対して直ちに必要な措置を講ずるものとする。

第9章 財政

(総則)

第40条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。

(予算編成)

第41条 町長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。

2 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。

(予算執行)

第42条 町長は、町の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。

(決算)

第43条 町長は、決算にかかわる町の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。

(財産管理)

第44条 町長は、町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めるものとする。

2 前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況その他前項の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めなければならない。

3 財産の取得、管理及び処分は、法令の定めによるほか、第1項の管理計画に従って進めなければならない。

(財政状況の公表)

第45条 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況(以下「財政状況」という。)の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。

第10章 評価

(評価の実施)

第46条 町は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。

(評価方法の検討)

第47条 前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。

2 町が評価を行うときは、町民参加の方法を用いるように努めなければならない。

(2) 杉並区自治基本条例

第8章 区政運営

(基本構想等)

第14条 区は、地方自治法で定めるところにより、区議会の議決を経て、区政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画等を策定し、総合的かつ計画的な区政運営に努めるものとする。

(総合的な行政サービスの提供)

第15条 区は、区民ニーズに的確かつ柔軟に対応するため、組織横断的な調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めなければならない。

(行政手続)

第16条 区は、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、区民等の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続に関し共通する事項を定めなければならない。

(情報の公開及び提供)

第17条 区は、区民等の知る権利を保障し、公正で開かれた区政の進展を図るため、別に条例で定めるところにより、区政に関する情報を積極的に区民等に公開し、提供することにより、区民等との情報の共有に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 区は、区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図るため、別に条例で定めるところにより、自己に関する個人情報の閲覧等を求める区民の権利を保障する等、個人情報の保護に努めなければならない。

(説明責任)

第19条 区は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程において、区政について区民等に分かりやすく説明する責任を果たすよう努めなければならない。

(区民等の要望の取扱い)

第20条 区は、区民等の区政に関する要望等を迅速かつ誠実に処理し、区民等の権利利益の保護に努めなければならない。

(行政評価)

第21条 区は、政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な区政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表するものとする。

(財政運営の原則)

第 22 条 区は、財源を効率的かつ効果的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めなければならない。

(財政状況の公表)

第 23 条 区は、区民等に分かりやすく財政状況を説明するため、地方自治法及び別に条例で定めるところにより財政状況を公表するとともに、貸借対照表、行政コスト計算書その他の財務に関する資料を作成し、公表しなければならない。

(区税等の賦課徴収)

第 24 条 区は、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び杉並区特別区税条例(昭和 39 年杉並区条例第 41 号)で定めるところにより、特別区税を賦課徴収するほか、法律及び条例に基づき、使用料その他の徴収金を賦課徴収するものとする。

(3) 多摩市自治基本条例

規定なし

(4) 大和市自治基本条例

第 6 章 行政運営の原則

第 1 節 総合計画

(総合計画)

第 17 条 総合計画(総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを具体化するための計画をいう。第 26 条において同じ。)は、自治の基本理念にのっとり定められなければならない。

第 2 節 執行機関

(運営原則)

第 18 条 執行機関は、行政サービスの向上のため、政策形成等が連続し、循環していくことが基本であることを認識して、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。

2 執行機関は、公正で透明性の高い開かれた行政運営を行わなければならない。

3 執行機関は、政策形成等の過程において、市民の参加を推進しなければならない。

4 前項に規定する市民の参加について必要な事項は、別に条例で定める。

(執行機関の組織)

第 19 条 執行機関の組織は、市民にわかりやすく、効率的かつ機能的なものでなければならない。

(行政評価)

第 20 条 執行機関は、客観的な行政評価を行い、その結果を公表しなければならない。

2 前項に規定する行政評価に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(説明責任)

第 21 条 執行機関は、政策形成等に関する事項について、情報の提供に努めるとともに、市民にわかりやすく説明しなければならない。

2 執行機関は、市民の意見、要望、提案等に対して、速やかに応答しなければならない。

(情報公開)

第 22 条 執行機関は、政策形成等における情報を原則として公開しなければならない。

2 前項の規定による情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(個人情報の保護)

第 23 条 市長は、個人情報の保護の推進のため、個人情報を取り扱うものに対し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 執行機関は、その保有する個人情報を保護しなければならない。

3 前 2 項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(行政手続)

第 24 条 執行機関は、市民の権利利益の保護に資するため、行政処分等に関する手続を定めなければならない。

2 前項の手続について必要な事項は、別に条例で定める。

(出資法人に対する指導等)

第 25 条 執行機関は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人に対し、当該法人の運営がこの章に定める規定の例により行われるように指導及び助言を行うものとする。

第 3 節 財政

(財政の健全性の確保)

第 26 条 市長は、総合計画に基づいた財政計画を定め、財源を効率的かつ効果的に活用することにより、財政の健全性を確保するよう努めなければならない。

(財産管理)

第 27 条 執行機関は、市が保有する財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。

(財政状況等の公表)

第 28 条 市長は、財政状況及び財産の保有状況を市民にわかりやすく公表しなければならない。

(5) 「文の京」自治基本条例

規定なし

(6) 足立区自治基本条例

第 6 章 区政運営

(基本構想等)

第 12 条 区は、政策の基本的方向を示す基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画その他の計画を策定し、総合的かつ計画的な区政運営を図らなければならない。

(効果的な区民サービスの提供)

第 13 条 区は、区民要望を的確に把握し、効果的な区民サービスの提供に努めなければならない。

(財政運営)

第 14 条 区は、最少の経費で最大の効果を挙げるような財政運営を行うように努めなければならない。

2 区は、歳入歳出予算の執行状況等の財政状況を、別に条例で定めるところにより、区民にわかりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

第 15 条 区は、効果的かつ効率的な区政運営を推進するため、行政評価を実施し、その結果を公

表しなければならない。

(行政手続)

第 16 条 区は、行政手続に関し共通する事項について、別に条例で定めるところにより、区民の権利及び利益の保護に努めなければならない。

(説明責任)

第 17 条 区は、区政運営における公正を確保し、透明性を向上させるため、政策及び計画の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、区政について区民にわかりやすく説明しなければならない。

(区民からの意見及び要望)

第 18 条 区は、区政に対する区民の信頼を確保するため、区民からの意見及び要望を迅速かつ誠実に処理しなければならない。

(7) 川崎市自治基本条例

第 2 款 行政運営等

(行政運営の基本等)

第 15 条 市は、その将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行います。

2 行政運営は、次に掲げることを基本として行います。

(1) 市政に関する情報は、市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。

(2) 市民の意思を市政に適切に反映するため、市民の参加を推進すること。

(3) 市民からの提案等に的確に応答すること。

(4) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。

(5) 施策、事業等の実施に当たっては、公正性及び公平性を確保するとともに、効率的、効果的かつ総合的に行うこと。

(6) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。

3 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備します。

4 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人(市長が所管するものに限ります。)又は当該出資法人(市長が所管するものを除きます。)を所管する執行機関若しくは公営企業管理者に対して適切な指導及び調整を行います。

(財政運営等)

第 16 条 市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。

2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めます。

3 市長、教育委員会及び公営企業管理者は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、市長は、その状況について、分かりやすく公表するよう努めます。

(評価)

第 17 条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を行い、第 15 条第 1 項の総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施します。

2 評価の指標等は市民の視点に立脚したものとし、評価の結果は市民にとって分かりやすいものとし、します。

3 市長等は、前項の評価の結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させます。

(苦情、不服等に対する措置)

第 18 条 市に、市民の市政に関する苦情、不服等について、簡易迅速にその処理、救済等を図る機関を置きます。

2 前項に定めるもののほか、市は、市民の権利利益の保護に必要な措置を講じます。

(8) 中野区自治基本条例

第 2 章 行政運営

(基本構想の制定等)

第 8 条 区は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)に定めるところにより、区議会の議決を経て、区政運営の指針となる基本構想を、財政見通しを踏まえた上で定めるものとする。

2 執行機関は、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定し、総合的かつ計画的な行政運営を行うものとする。

(行政手続)

第 9 条 執行機関は、区民の権利及び利益の保護に資するため、行政手続に関し共通する事項を定め、行政運営における公平性及び公正性の確保並びに透明性の向上を図らなければならない。

(行政運営の改善)

第 10 条 執行機関は、行政活動の成果を示す目標を設定するとともに、その達成度を評価することにより、行政運営の改善を図らなければならない。

(公益通報)

第 11 条 執行機関は、行政運営上の職員の違法な行為等による公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する事項を定めるものとする。

(区民の不利益救済制度)

第 12 条 執行機関は、区民の権利及び利益の保護を図り、行政運営の過程で区民が違法又は不当に受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消するため、不利益救済の仕組み等を整備しなければならない。

(個人情報の保護)

第 13 条 執行機関は、保有する個人情報を保護しなければならない。

(9) 三鷹市自治基本条例

第 5 章 市政運営

(市の率先行動の基本原則)

第 12 条 市は、国が批准した国際規約等で確認されている人間の尊厳、自由、平等及び持続可能

な発展を実現するため、市の役割と責任を明確にし、率先して行動するよう努めるものとする。

（基本構想及び基本計画の位置付け等）

第 13 条 市長等は、総合的、計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画として市議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定するものとする。

2 基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならない。

（情報公開等）

第 14 条 市は、市の保有する情報が市民の共有財産であり、すべての人の知る権利の実効的保障が、市民参加及び公正かつ民主的な市政運営の推進のために極めて重要であることを認識し、開かれた自治体として積極的な情報公開及び情報提供を行わなければならない。

（個人情報の保護）

第 15 条 市は、市民の基本的人権を守るため、個人情報の適正な保護を行うとともに、何人に対しても、自己に係る個人情報の開示と適正な措置を請求する権利を保障するため、必要な措置を講じなければならない。

（パブリックコメント）

第 16 条 市長等は、重要な条例及び計画の策定等に当たり、市民の意見を反映させるために事前に案を公表し、市民の意見を聴取するとともに、これに対する市長等の考え方を公表しなければならない。ただし、特に緊急を要する場合は、この限りでない。

（説明責任）

第 17 条 市長等は、政策決定の理由を説明する責任を有するとともに、計画の策定及び事業の実施に当たって掲げた目標について、達成の有無及び達成状況等の結果を市民に分かりやすく説明しなければならない。

（要望、苦情等への対応）

第 18 条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等に誠実、迅速かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに市民に回答しなければならない。

2 市長等は、市民から苦情として寄せられた事案について、その原因を追求し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければならない。

3 市長等は、毎年度、市民の要望、苦情等への対応状況について年次報告を取りまとめ、これを公表する。

（オンブズマン）

第 19 条 市長は、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立な立場で迅速に処理することにより、市民の権利利益を擁護し、市政に対する市民の信頼性を高め、公正かつ透明な市政の推進を図るため、三鷹市総合オンブズマン（以下「オンブズマン」という。）を設置する。

2 オンブズマンは、市民の申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、市長等に対して意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因するときは当該制度の改善に関する提言を行うことができる。

3 市長等は、オンブズマンの職務の遂行に関しその独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うとともに、オンブズマンから勧告又は提言を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に処理しなければならない。

（職員及び組織）

第 20 条 市は、広く人材を求め、公正かつ有能な職員の任用に努めるとともに、適材適所の人事配置、効果的な人材育成並びに適切な人事評価及び処遇を行うことにより、職員及び組織の能力が最大限に発揮されるよう努めなければならない。

2 職員は、その職責が市民の信託に由来し、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令、条例等及び任命権者の指示に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を行うとともに、創意をもって自治の充実に努めなければならない。

3 市の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化及び市民のニーズに的確に対応するよう編成されなければならない。

（適法・公正な市政運営）

第 21 条 市政運営に携わる者は、市政に違法又は不当な事実があった場合は、これを放置し、又は隠してはならず、組織の自浄作用により市政の透明性を高め、市政を常に適法かつ公正なものにしなければならない。

（政策法務）

第 22 条 市は、市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するため、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政を推進しなければならない。

2 市は、この条例並びに第 13 条第 1 項に規定する基本構想及び基本計画の目的を達成するため、分野別の基本条例、総合条例等を整備するものとする。

（行政サービス提供の基本原則）

第 23 条 市長等は、行政サービスに関する情報を分かりやすく市民に公表するとともに、公平かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供を図り、市民満足度の向上に努めなければならない。

（自治体経営）

第 24 条 市長等は、事業の実施に当たり、最少の経費で最大の効果を上げるよう努め、地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的な展開を図るとともに、市民満足度の向上及び成果重視の観点を踏まえた自治体経営を推進しなければならない。

2 市長は、健全な財政運営に努めるとともに、市の財政、財務等に関する資料を作成して公表することにより、市の経営状況を的確かつ分かりやすく市民に伝えなければならない。

3 市長は、他の執行機関と連携を図りながら、各種の行政サービスを受ける市民間の負担の適正化及び社会資本整備等における世代間の負担の公平化が図られるよう、適切な財政政策を進めなければならない。

（行政評価）

第 25 条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、適切な目標設定に基づく行政評価を実施し、評価結果を施策等に速やかに反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表するものとする。

（監査）

第 26 条 監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査並びに市の事務の執行の監査をするに当たっては、事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえて行うものとする。

（出資団体等）

第 27 条 市長等は、市の出資団体に対して、適切な情報公開及び個人情報の保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、必要な支援及び要請を行うことができる。

2 市長等は、他の団体に出資又は業務の委託を行う場合は、必要な範囲で、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めることができる。

3 市長等は、補助金の交付を行った団体等による公共的なサービスの提供に関する市民の苦情を受けた場合は、当該団体等の協力を得て、その苦情の内容を調査し、必要と認めるときは、当該団体等に対して意見、助言等を述べることができる。

(危機管理)

第 28 条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。

(10) 豊島区自治の推進に関する基本条例

第 7 章 区政運営

第 1 節 行政運営

(基本構想及び計画行政)

第 40 条 区長は、この条例の理念にのっとり、地域の将来展望を示す基本構想及びこれを具体化するための基本計画等を策定し、総合的・計画的な行政運営を行わなければならない。

2 区長は、社会経済状況を踏まえ、重点的に展開すべき施策等を明らかにするとともに、計画から予算、執行及び決算を経て評価に至る行政運営の仕組みを構築しなければならない。

3 区長は、政策の立案に当たって地域の課題等を区民と共有するとともに、区民との協働による政策の立案及び実施に努めなければならない。

(行政手続)

第 41 条 区長等は、行政手続に関して共通する事項を別に条例で定め、行政運営の公正の確保及び透明性の向上を図り、区民の権利・利益の保護に努めなければならない。

(行政評価)

第 42 条 区長等は、基本計画等に基づく政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表するものとする。

(財政・財務)

第 43 条 区長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努め、区民負担の適正化を図らなければならない。

2 区長は、予算及び決算結果について、区民に分かりやすく説明するとともに、区の財政状況及び財務諸表を公表し、区長の財政方針を明らかにしなければならない。

3 区長は、区が保有する財産を適正に管理し、その効率的な活用を図らなければならない。

(危機管理)

第 44 条 区長等は、区民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態等に的確に対応するための体制を整備し、区民生活の安全性の確保に努めなければならない。

2 区長等は、大規模災害等を想定した危機管理体制を整備し、大規模災害等の発生時には、区民、関係機関、広域的な相互協力機関等と連携し、区民生活の支援に努めなければならない。

3 区民は、大規模災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて相互の信頼関係を築くことに努めるものとする。

2. 参加及び協働に関する条例の事例

規定なし